発効年度」を「オーストラリア協定発効年度」に改め、同号ロ中「協定発効年度」を「オーストラリア協定発効年度」に、「協定発効日」を「オーストラリア協定発効日」に、「法第七条の八第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉」を「オーストラリア協定適用牛肉」に、「同項」を「オーストラリア協定適用牛肉に係る当該各年度における法第七条の八第一項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第十四条第一項本文の規定は、法第七条の八第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する修正対象物品の輸入数量について準用する。この場合において、オーストラリア協定適用牛肉又は環太平洋協定適用牛肉の輸入数量を算出するときは、第十四条第一項本文中「月ごと」とあるのは、「旬ごと」と読み替えるものとする。

第三章の二中第十九条の三を第十九条の八とし、同条の次に次の二条を加える。

（法第七条の八第四項に規定する修正対象物品及び日）

第十九条の九　法第七条の八第四項に規定する政令で定める修正対象物品は、別表第一の二十八の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品とし、同条第四項に規定する政令で定める日は、その年度の十二月一日とする。

（法第七条の八第五項に規定する政令で定める修正対象物品及び同条第四項の規定の適用に関する技術的読替え）

第十九条の十　法第七条の八第五項に規定する政令で定める修正対象物品は、環太平洋協定適用牛肉とする。

2　法第七条の八第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七条の八第四項	財務大臣	税関長
	毎月末	毎旬の末日
	翌月末日	同日から起算して五日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。）の日数は、算入しない。）を経過した日

3　前項の規定にかかわらず、環太平洋協定発効年度の初日から起算して十年を経過した日から環太平洋協定発効年度の初日から起算して十五年を経過する日までの間においては、法第七条の八第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第七条の八第四項	財務大臣	税関長	
	毎月末	毎旬の末日	
	翌月末日	同日から起算して五日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。）の日数は、算入しない。）を経過した日	
	第七条の八第四項	財務大臣	
	毎月末	毎旬の末日	
	の輸入数量	の輸入数量（以下この項において「第一輸入数量」という。）	
	翌月末日	同日から起算して五日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。以下この項において同じ。）の日数は、算入しない。）を経過した日までに、当該年度の各四半期の初日から当該四半期の末日までの修正対象物品の毎旬の輸入数量（以下この項において「第二輸入数量」という。）を同日から起算して五日（行政機関の休日に関する法律第一条第一項各号に掲げる日をいう。以下この項において同じ。）の日数は、算入しない。）を経過した日	当該輸入数量 当該第一輸入数量又は第二輸入数量

第十九条の二第十四号を次のように改める。

十四　オーストラリア協定

第十九条の二に次の一号を加える。

十六　環太平洋協定

第三章の二中第十九条の二を第十九条とし、同条の次に次の六条を加える。

（法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品）

第十九条の二　法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品は、別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定（法第七条の七第一項に規定する経済連携協定をいう。以下同じ。）の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品とする。ただし、環太平洋協定が日本国について効力を生ずる日の属する年度（第十九条の四第二項、第十九条の十第三項及び同表の三十八の項において「環太平洋協定発効年度」という。）の初日から起算して四年を経過した日以後においては、同表の四の項から十四の項までの下欄に掲げる物品にあつては、課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税定率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が基準価格（関税率表第〇二〇三・一一号の二及び第〇二〇三・二一号の二に掲げる物品にあつては一キログラムにつき二百九十九円二十五銭とし、関税率表第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二九号の二、第〇二〇六・三〇号の二の㈡及び第〇二〇六・四九号の二の㈡に掲げる物品にあつては一キログラムにつき三百九十九円とする。別表第一の三十八の項において同じ。）以上のものに限る。

（法第七条の八第一項に規定する政令で定める輸入数量）

第十九条の三　法第七条の八第一項に規定する政令で定める輸入数量は、次の表の上欄に掲げる物品ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物品	輸入数量
別表第一の一の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表及び第十九条の七第一号において「オーストラリア協定適用生鮮等牛肉」という。）	オーストラリア協定適用生鮮等牛肉の輸入数量と別表第一の三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下「環太平洋協定適用牛肉」という。）（関税率表第〇二・〇一項に掲げる物品であつてオーストラリアを原産地とするものに限る。）の輸入数量との合計数量
別表第一の二の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表及び第十九条の七第一号において「オーストラリア協定適用冷凍牛肉」という。）	オーストラリア協定適用冷凍牛肉の輸入数量と環太平洋協定適用牛肉（関税率表第〇二・〇二項に掲げる物品であつてオーストラリアを原産地とするものに限る。）の輸入数量との合計数量
環太平洋協定適用牛肉	環太平洋協定適用牛肉の輸入数量とオーストラリア協定適用生鮮等牛肉及びオーストラリア協定適用冷凍牛肉の輸入数量との合計数量（次条において「合計輸入数量」という。）